

特定調達契約事務取扱いに関する達

平成16年4月1日

達第36号

改正 平成26年4月7日達第5号

平成31年1月22日達第1号

令和2年12月24日達第13号

会計規程第49条の規定に基づき、特定調達契約事務取扱いに関する達を次のように定める。

(趣旨)

第1条 この達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（平成7年条約第23号。以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定（平成26年条約第4号）（以下「改正協定」という。）その他の国際約束を実施するため、独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」という。）の締結する契約のうち国際約束の適用を受けるものに関する事務の取扱いに関し、会計規程（平成16年規程第8号）第49条により必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 契約担当役 会計規程第5条第2項第1号に規定する契約担当役をいう。
- (2) 一般競争 会計規程第40条第1項の競争をいう。
- (3) 物品等 動産（現金及び有価証券を除く。）及び著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第10号の2に規定するプログラムをいう。
- (4) 特定役務 改正協定の附属書I日本国の付表5に掲げるサービス及び同附属書I日本国の付表6に掲げる建設サービス（本規程において「建設工事」という。）に係る役務をいう。
- (5) 調達契約 物品等又は特定役務の調達のため締結される契約（当該物品等又は当該特定役務以外の物品等又は特定役務の調達が付随するものを含む。）をいう。
- (6) 一連の調達契約 特定の需要に係る一の物品等若しくは特定役務又は同一の種類の上記の二以上の物品等若しくは特定役務の調達のため締結される二以上の調達契約をいう。

(適用範囲)

第3条 この達は、機構の締結する調達契約であって、当該調達契約に係る予定価格（物品等の借入れに係る調達契約又は一定期間継続して提供を受ける特定役務の調達契約にあつては、借入期間又は提供を受ける期間の定めが12月以下の場合は当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額、その期間の定めが12月を超える場合は当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額に見積残存価額を加えた額とし、その他の場合は、1月当たりの予定賃借料又は1月当たりの特定役務の予定価格に48を乗じて得た額とする。）が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額以上であるもの（以下「特定調達契約」という。）に関する事務について適用する。ただし、有償で譲渡（加工又は修理を加えた上でする譲渡を含む。）をする目的で取得する物品等若しくは当該物品等の譲渡（加工又は修理を加えた上でする譲渡を含む。）をするために直接に必要な特定役務（当該物品等の加工又は修理をするために直接に必要な特定役務を含む。）又は有償で譲渡をする製品の原材料として使用する目的で取得する物品等若しくは当該製品の生産をするために直接に必要な特定役務の調達契約に関する事務並びに物品等の調達契約又は特定役務の調達契約であつて、当該調達契約に係る機構の行為を秘密にする必要があるものについては、この限りでない。

- (1) 物品等の調達契約 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）（以下「国の特例政令」という。）第3条第1項に規定する財務大臣の定める額
- (2) 特定役務のうち建設工事の調達契約 国の特例政令第3条第1項に規定する財務大臣の定める額
- (3) 特定役務のうち建設のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達

契約 国の特例政令第3条第1項に規定する財務大臣の定める額

- (4) 特定役務のうち前2号以外の調達契約 国の特例政令第3条第1項に規定する財務大臣の定める額
- 2 前項の予定価格は、調達契約に関し会計細則（平成16年達第35号）第42条ただし書の規定により単価についてその予定価格が定められる場合にあつては当該予定価格に当該調達契約により調達をすべき数量を乗じた額とし、一連の調達契約が締結される場合にあつては当該一連の調達契約によりそれぞれ調達をすべき物品等又は特定役務の予定価格の合計額とする。

（参加のための条件）

第4条 契約担当役は、調達の要件を満たすために不可欠な場合には、関連する過去の経験を要求することができるが、関連する過去の経験を自国の領域において取得していることを条件として課してはならない。

（競争参加者の資格に関する審査等）

第5条 契約担当役は、会計細則第38条第2項（会計細則第51条において準用する場合を含む。）の規定により一般競争又は指名競争に加わろうとする者に必要な資格が定められている場合において、その事務につきこの達の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）の締結が見込まれるときは、随時に、一般競争又は指名競争に加わろうとする者の申請をまって、その者が当該資格を有するかどうかを審査しなければならない。

- 2 契約担当役は、一般競争又は指名競争に加わろうとする者に必要な資格が定められている場合において、特定調達契約の締結が見込まれるときは、当該特定調達契約の締結が見込まれる年度ごとに、当該資格の基本となるべき事項並びに資格審査の申請の時期及び方法等について、官報により公示しなければならない。

（一般競争の公告）

第6条 契約担当役が特定調達契約につき一般競争に付する場合における会計細則第40条の規定の適用については、同項中「原則として」とあるのは「少なくとも」と、「10日前」とあるのは「前日から起算して40日前（一連の調達契約に関し、その最初の契約に係る入札の公告において、その後の契約に係る入札の公告において24日以上40日未満の入札期間を定めることを示す場合には、当該その後の契約については、その定めた期日まで）」と、「不特定多数の相手方が知り得る方法」とあるのは「官報」と、「5日」とあるのは「10日」と読み替えるものとする。

- 2 契約担当役は、入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、さらに入札に付そうとするときは、前項による入札公告の期間を短縮することはできないものとする。

（一般競争について公告をする事項）

第7条 前条の規定により読み替えられた会計細則第40条の規定による公告は、会計細則第38条第2項に定める一般競争に加わろうとする者に必要な資格に関する事項、同条第3項に定める競争参加者の制限に関する事項及び会計細則第41条第1項各号に掲げる事項並びに会計細則第45条に定める入札の無効に関する事項のほか、次に掲げる事項についても、するものとする。

- (1) 契約担当役の氏名及びその所属する施設の名称
  - (2) 調達機関番号及び所在地番号並びに調達をする物品等又は特定役務に係る品目分類番号
  - (3) 契約の手続において使用する言語
  - (4) 一連の調達契約にあつては、当該一連の調達契約のうち一の契約による調達後において調達が予定される物品等又は特定役務の名称、数量及びその入札の公告の予定時期並びに当該一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告の日付
  - (5) 申請の時期及び場所
  - (6) 第12条に規定する文書の交付に関する事項
  - (7) 落札者の決定の方法
- 2 契約担当役は、前項の公告において、当該公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を明らかにしなければならない。
- 3 第1項の規定による公告には、次に掲げる事項を英語、フランス語又はスペイン語により、記載するも

のとする。

- (1) 契約担当役の氏名及びその所属する施設の名称
- (2) 調達をする物品等又は特定役務の名称及び数量
- (3) 調達をする物品等又は特定役務に係る品目分類番号
- (4) 納入期限及び納入場所
- (5) 競争参加資格
- (6) 入札書の受領期限及び入札書の提出場所等
- (7) 契約を担当する職員の氏名及びその所属する部課の名称等  
(指名競争の公示等)

第8条 契約担当役は、特定調達契約につき指名競争に付そうとするときは、第6条第1項の規定により読み替えられた会計細則第40条の規定の例により、公示をしなければならない。

- 2 前条の規定は、前項の規定による公示について準用する。
- 3 会計細則第50条第2項の規定による通知は、同条第3項の規定にかかわらず、第1項の規定による公示の日においてするものとする。
- 4 前項の場合においては、同項により通知しなければならない事項のほか、次に掲げる事項を通知しなければならない。
  - (1) 一連の調達契約にあつては、前条第1項第4号に掲げる事項
  - (2) 契約の手続において使用する言語  
(公告又は公示に係る一般競争又は指名競争に加わろうとする者の取扱い)

第9条 契約担当役は、特定調達契約につき一般競争に付そうとする場合において公告をし、又は指名競争に付そうとする場合において前条第1項の規定による公示をした後、当該公告若しくは公示に係る一般競争又は指名競争に加わろうとする者から一般競争又は指名競争に係る資格審査の申請があつたときは、速やかに、その者が会計細則第38条第2項（会計細則第51条において準用する場合を含む。）に規定する資格を有するかどうかについて審査を開始しなければならない。

- 2 契約担当役は、前項の場合において、開札の日までに同項の規定による審査を終了することができないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請を行った者に通知しなければならない。
- 3 契約担当役は、特定調達契約に係る指名競争の場合においては、第1項の規定による審査の結果、会計細則第51条において準用する会計細則第38条第2項に規定する資格を有すると認められた者のうちから、指名されるために必要な要件を満たしていると認められる者を指名するとともに、その指名する者に対し、会計細則第41条第1項に規定する事項及び第8条第4項各号に掲げる事項を通知しなければならない。
- 4 契約担当役は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に係る資格審査の申請を行った者から入札書が第1項の規定による審査の終了前に提出された場合においては、その者が開札の時に、一般競争の場合にあつては会計細則第38条第2項に規定する競争に加わろうとする者に必要な資格を有すると認められることを、指名競争の場合にあつては前項の規定により指名されていることを条件として、当該入札書を受理するものとする。

(郵便等による入札)

第10条 契約担当役は、特定調達契約につき郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札を禁止してはならない。

(技術仕様)

第11条 契約担当役が、環境に関するラベルのために定める環境を害しない技術仕様又は欧州連合、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国若しくは日本国において効力を有する関係法令に定める環境を害しない技術仕様を適用する場合には、これらの技術仕様に関し、次のことを確保しなければならない。

- (a) 契約の対象である物品又はサービスの特性を定めるために適当なものであること。
- (b) 客観的に検証可能かつ無差別な基準に基づくものであること。

2 契約担当役は、調達の実施に関する環境上の条件を定めることができる。ただし、当該環境上の条件が、国際約束に定める規則と両立しており、かつ、調達計画の公示において又は調達計画の公示若しくは入札説明書として使用される他の公示において示されている場合に限る。

(入札説明書の交付)

第12条 契約担当役は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に付そうとするときは、これらの競争に加わろうとする者に対し、その者の申請により、会計細則第41条第3項に規定する入札心得書に代えて、入札を行うため必要な事項として次に掲げる事項について説明する文書を交付するものとする。

- (1) 第7条又は第8条の規定により公告又は公示をするものとされている事項（第7条第1項第6号に掲げる事項を除く。）
- (2) 調達をする物品等又は特定役務の仕様その他の明細
- (3) 開札に立ち会う者に関する事項
- (4) 契約担当役の氏名並びにその所属する施設の名称及び所在地
- (5) 契約の手續において使用する言語
- (6) 契約の手續において電子的手段を用いる場合には、当該電子的手段に関する事項
- (7) その他必要な事項

(落札の特例)

第13条 契約担当役は、特定調達契約につき入札者に価格、機能、技術等をもって申込みをさせ、価格とともに入札者の申込みに係る物品等の性質等を評価し落札を決定する方式により落札者を決定するときは、入札者のした申込価格が予定価格の制限の範囲内にあり、かつ、入札者の申込みに係る物品等の性能等の評価得点を入札者のした申込価格で除して得た数値の最も高かった者を落札者とするものとする。

第14条 契約担当役は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に付する場合において、その需要数量が多いときは、その需要数量の範囲内でこれらの競争に参加する者の落札を希望する数量及びその単価を入札させ、予定価格を超えない単価の入札者のうち、低価の入札者から順次需要数量に達するまでの入札者をもって落札者とするることができる。

2 前項の場合において、最後の順位の落札者の入札数量が他の落札者の数量と合算して需要数量を超えるときは、その超える数量については、落札がなかったものとする。

(再度入札)

第15条 契約担当役は、特定調達契約につき開札の結果、会計規程第44条に規定する落札者がいないとき、又は前条第1項の規定による落札者の供給を希望する数量の合計が需要数量に満たないときは、複数の入札者がある限り直ちに再度の入札を行い、落札者があるまで又は需要数量に達するまでこれを繰り返すものとする。

2 前項の規定は、再度の入札を郵便により行う入札者がある場合については、適用しない。

(再度の入札公告等)

第16条 契約担当役は、特定調達契約につき入札者若しくは落札者がいない場合、又は落札者が契約を結ばない場合において、さらに入札に付そうとするときは、第6条又は第8条第1項の規定による公告又は公示をしなければならない。

(随意契約によることができる場合)

第17条 特定調達契約につき随意契約によることができる場合は、次の各号に掲げる場合に限るものとする。

- (1) 会計細則第53条第1項又は第2項の規定により随意契約を締結するとき。
- (2) 第14条第1項の規定による競争に付した場合で落札数量が需要数量に達しないとき又は落札者のうち契約を結ばない者があるときにおいて、需要数量に達するまでの数量について最低落札単価の制限内で随意契約を締結するとき。
- (3) 他の物品等をもって代替させることができない芸術品又は特許権等の排他的権利に係る物品等若しくは特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているとき。
- (4) 既に調達した物品等（以下この号において「既調達物品等」という。）の交換部品その他既調達物品等

に接続して使用する物品等を調達する場合であって、既調達物品等の調達の相手方以外の者から調達したならば既調達物品等の使用に著しい支障が生ずるおそれがあるとき。

- (5) 機構の委託に基づく試験研究の結果製造された試作品等の調達をする場合。
- (6) 既に契約を締結した建設工事（以下この号において「既契約工事」という。）について、その施工上予見し難い事由が生じたことにより既契約工事を完成するために施工しなければならなくなった追加の建設工事（以下「追加工事」という。）で当該追加工事の契約に係る予定価格に相当する金額（この号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約を締結した既契約工事に係る追加工事がある場合には、当該追加工事の契約金額（当該追加工事が二以上ある場合には、それぞれの契約金額を合算した金額）を加えた額とする。）が、既契約工事の契約金額の100分の50以下であるものの調達をする場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達したならば既契約工事の完成を確保する上で著しい支障が生ずるおそれがあるとき。
- (7) 計画的に実施される施設の整備のために契約された建設工事（以下この号において「既契約工事」という。）に接続して当該施設の整備のために施工される同種の建設工事（以下この号において「同種工事」という。）の調達をする場合、又はこの号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約が締結された同種工事に接続して新たな同種工事の調達をする場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達することが既契約工事の調達の相手方から調達する場合に比して著しく不利であるとき。ただし、既契約工事の調達契約が第5条から第12条までの規定に基づいて締結されたものであり、かつ、既契約工事の入札公告又は入札公示において同種工事の調達をする場合があることを明らかにしている場合に限る。
- (8) 緊急の必要により競争に付すことができない場合
- (9) 事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会の保護育成のためこれらの者から直接に物品等を買入れるとき。
- (10) 第1号から前号までに規定する場合のほか、理事長が特定調達契約につき随意契約によることを承認したとき。

2 契約担当役は、前項第3号から第9号の規定を適用し随意契約を締結しようとするときはあらかじめ経理担当理事の承認を、同項第10号の規定の適用により随意契約を締結しようとするときは、あらかじめ理事長の承認を受けなければならない。

3 会計細則第54条の規定は、特定調達契約に関する事務については、適用しない。

（随意契約の事前公示）

第18条 契約担当役は、前条第2項の規定に基づく承認を受けた調達予定の物品等又は特定役務（建設工事及び建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスを除く。）につき随意契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を契約の締結前に官報に公示するものとする。

- (1) 契約担当役の氏名及びその所属する施設の名称
- (2) 調達機関番号及び所在地番号
- (3) 調達をする物品等又は特定役務に係る品目分類番号
- (4) 調達をする物品等又は特定役務の名称及び数量
- (5) 随意契約の予定日
- (6) 随意契約によることとする協定上の理由
- (7) 随意契約を予定している相手方と協議を開始している場合は、予定している相手方の名称
- (8) 契約を担当する職員の氏名及びその所属する部課の名称等

2 前項の規定による公示には、同項第2号から第5号に掲げる事項及び第7号に掲げる事項を英語、フランス語又はスペイン語により、併せて記載するものとする。

（落札者の決定に関する通知等）

第19条 契約担当役は、特定調達契約につき、一般競争又は指名競争に付した場合において、落札者を決定したときは、その日の翌日から起算して7日以内に、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並び

に落札金額を、落札者とされなかった入札者に書面により通知するものとする。この場合において、落札者とされなかった入札者からの請求があるときは、当該請求を行った入札者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合にあつては、無効とされた理由）を、当該請求を行った入札者に通知するものとする。

（落札者等の公示）

第20条 契約担当役は、特定調達契約につき、一般競争若しくは指名競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、その日の翌日から起算して72日以内に、次に掲げる事項を官報により公示しなければならない。

- (1) 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量並びに品目分類番号
  - (2) 契約担当役の氏名並びにその所属する施設の名称及び所在地
  - (3) 調達機関番号及び所在地番号
  - (4) 調達方法（物品等の購入契約又は製造契約の場合は「購入等」、借入契約の場合は「借入」と記載する。）
  - (5) 落札者又は随意契約の相手方を決定した日
  - (6) 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
  - (7) 落札金額又は随意契約に係る契約金額
  - (8) 契約の相手方を決定した手続（一般競争の場合は「一般」、指名競争の場合は「指名」、随意契約の場合は「随意」と記載する。）
  - (9) 一般競争又は指名競争によることとした場合には、第6条の規定により読み替えられた会計細則第40条の規定による公告又は第8条第1項の規定による公示を行った日
  - (10) 随意契約による場合にはその理由
  - (11) その他必要な事項
- （一般競争又は指名競争に関する記録）

第21条 契約担当役は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に付した場合において、落札者を決定したときは、次に掲げる事項について、記録（契約の手続において電子的手段を用いた場合には、その電子的記録を含む。）を作成し、落札の日から少なくとも三年間保管するものとする。

- (1) 入札者及び開札に立ち会った者の氏名
  - (2) 入札者の申込みに係る価格
  - (3) 落札者の氏名、落札金額及び落札者の決定の理由
  - (4) 無効とされた入札がある場合には、当該入札の内容及び無効とされた理由
  - (5) 第9条第2項の規定により通知した場合には、当該通知に関する事項
  - (6) その他必要な事項
- （随意契約に関する記録）

第22条 契約担当役は、特定調達契約につき随意契約によつた場合には、当該随意契約の内容及び随意契約によることとした理由について、記録を作成し、落札の日から少なくとも三年間保管するものとする。

（落札情報等の公表）

第23条 契約担当役は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、前22条に規定する記録のうち必要な事項について閲覧の方法により公表するものとする。

（特定調達契約に関する報告）

第24条 契約担当役は、特定調達契約に関する報告書を作成し、理事長に送付するものとする。

（苦情等の処理）

第25条 契約担当役は、特定調達契約につき入札等の情報提供、苦情処理及び相談受付等に当たる職員を指定するものとする。

（特定調達契約に関する統計）

第26条 契約担当役は、厚生労働省の依頼により特定調達契約に関する統計を作成し、厚生労働省に送付す

るものとする。

(実施手続)

第27条 この達に定めるもののほか、特定調達契約に関する事務について必要な事項は、別に定める。

附 則

この達は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年4月7日達第5号)

(施行期日)

第1条 この達は、改正協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。

(経過措置)

第2条 この達は、この規程の施行の日前において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、なお従前の例による。

附 則 (平成31年1月22日達第1号)

(施行期日)

第1条 この達は、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定が効力を生ずる日から施行する。

(経過措置)

第2条 この達は、この達の施行の日前において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、なお従前の例による。

附 則 (令和2年12月24日達第13号)

(施行期日)

- 1 この達は、包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定が効力を生ずる日から施行する。
- 2 この達は、この達の施行の日前において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、適用しない。